

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 必要添付書類一覧

通常の届出の際に提出が必要である(別紙50)及び(別紙1-4-2)と併せて、届出項目に応じた必要添付書類の提出が必要です。

サービスの種類:訪問型サービス(独自)「生きがい対応型訪問サービス(独自)」

届出項目	必要添付書類
同一建物減算 (同一敷地内建物等に居住する者への提供90%以上)	(別紙10)訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書
口腔連携強化加算	(別紙11)口腔連携強化加算に関する届出書 ※判定結果が分かる書類であれば別紙11に準じた計算書でも可。
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 一式 ※原則、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに提出する必要があること。 ※年度の途中で取得する場合は加算を取得しようとする月の前々月の末日までに提出する必要があること。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 必要添付書類一覧

通常の届出の際に提出が必要である(別紙50)及び(別紙1-4-2)と併せて、届出項目に応じた必要添付書類の提出が必要です。

サービスの種類:訪問型サービス(独自・定率)「軽度生活支援員派遣サービス(A型)」

届出項目	必要添付書類
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 一式 ※原則、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに提出する必要があること。 ※年度の途中で取得する場合は加算を取得しようとする月の前々月の末日までに提出する必要があること。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 必要添付書類一覧

通常の届出の際に提出が必要である(別紙50)及び(別紙1-4-2)と併せて、届出項目に応じた必要添付書類の提出が必要です。

サービスの種類:通所型サービス(独自)「生きがい対応型通所サービス(独自)」

届出項目	必要添付書類
職員の欠員による減算の状況	勤務表
若年性認知症利用者受入加算	なし
生活機能向上グループ活動加算	なし
栄養アセスメント・栄養改善体制	・勤務表 ・管理栄養士の資格を証する書面の写し
口腔機能向上加算	・勤務表 ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格を証する書面の写し
一体的サービス提供加算	なし
サービス提供体制強化加算	(別紙14-7) サービス提供体制強化加算に関する届出書(生きがい対応型通所サービス(独自))
生活機能向上連携加算	・業務委託契約書等の写し(委託先や契約内容が確認できる書類) ※同一法人の事業所に業務を委託する場合は、委託先のサービスの種類、事業所名称、介護保険事業所番号等が確認できる任意の書類をご提出ください。
科学的介護推進体制加算	なし
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 一式 ※原則、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに提出する必要があること。 ※年度の途中で取得する場合は加算を取得しようとする月の前々月の末日までに提出する必要があること。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 必要添付書類一覧

通常の届出の際に提出が必要である(別紙50)及び(別紙1-4-2)と併せて、届出項目に応じた必要添付書類の提出が必要です。

サービスの種類:通所型サービス(独自・定率)「高齢者活動支援サービス(A型)」

届出項目	必要添付書類
職員の欠員による減算の状況	勤務表
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 一式 ※原則、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに提出する必要があること。 ※年度の途中で取得する場合は加算を取得しようとする月の前々月の末日までに提出する必要があること。